

令和8年度 マンションも一軒家もリフォームしませんか？

渋谷区 住宅簡易改修工事費助成

渋谷区が協定を結んだ区内施工業者(渋谷区協定業者)による住宅の簡易改修工事を行う場合、工事費の一部を助成します。

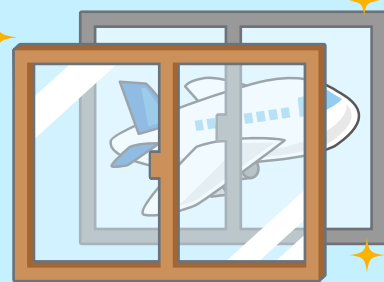
内装・クロス張替え



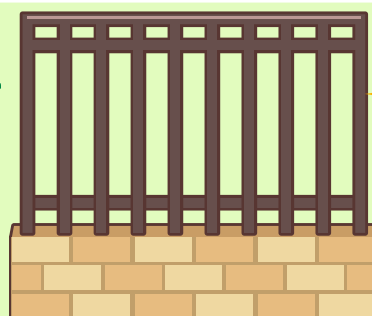
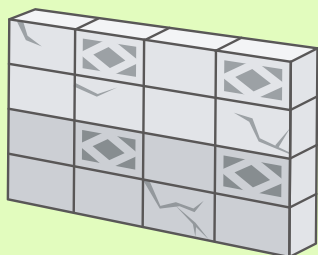
トイレの改修



二重窓の設置



ブロック塀の改修



申請者の資格

次に掲げる要件にすべて該当する人

- ・渋谷区に住民登録をしている個人である
- ・対象住宅の所有者、所有者の配偶者、所有者の親または所有者の子である
- ・対象住宅に居住している

※ブロック塀等改修については、過去に助成を受けた方でも利用できます。

対象住宅

- ・区内にある住宅(ただし、店舗または事務所等の住宅以外の用途に供する部分および集合住宅の共用部分は対象外)で、この助成を受けたことがないもの
- ・建築基準法その他関係法令に適合しているもの

対象工事

- ・住宅の改修工事、および住宅と一体になっている敷地内(道路部分を除く)の外回り工事
(注)新築または増築(増床、屋根の位置が高くなる、壁の位置が外側へ動く)工事を除く。
- ・消費税を除く工事費用が5万円以上の工事
- ・区で行なっている他の助成制度により助成対象として承認された工事箇所でないもの
- ・2027年1月末までに申請があり、申請後に着工し、2027年3月15日までに完了できる工事

助成金額

消費税を除く工事費用の20パーセント(千円未満は切り捨て)(注)限度は10万円

【改修工事の内容】

1. 土台または基礎の改修工事
2. 屋根・外壁等の改修および模様替えを行う外装工事
3. 天井・壁・床等の改修および模様替えを行う内装工事
4. 外階段・ベランダ等の改修および模様替えを行う外構工事
5. 手すり・造り付け家具等の修繕および設置を行う工事
6. 窓・扉等の建具の改修および取替えを行う工事
7. 台所、浴室、便所等の設備器具等の取替えを行う工事
8. 門または塀、土間またはたたき等の改修および模様替えを行う外回り工事

(注)集合住宅の共用部分は助成の対象外です。

申請の流れ

工事見積 ▶▶ 申請 ▶▶ 審査 ▶▶ 工事契約 ▶▶ 工事開始 ▶▶ 区へ完了の届出

(注)工事そのもののトラブルは、施工業者との契約に基づき当事者間で話し合ってください。

お問い合わせ
見積もり依頼先

東京土建一般労働組合渋谷支部「住まいの相談室」

受付時間 平日の9:30~17:00 TEL 03-6304-2317



▲住宅相談フォーム